

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良)に係る面談
2. 日時：令和5年12月13日(水)10時30分～11時00分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
椎名係長、山下安全審査専門職  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当2名(Web会議システムによる出席)  
機械技術グループ 担当1名(Web会議システムによる出席)  
福島第一原子力発電所 担当6名(Web会議システムによる出席)

#### 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良)について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は、説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。

<まとめ資料関係>

- 「Ⅱ.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理」に関して、移送ポンプの容量を変更したとしても、建屋滞留水の移送及び浄化処理に影響を与えるものではないという主旨がわかるように整理した上で、まとめ資料に示すこと。
- 「Ⅱ.14.2 自然現象に対する設計上の考慮」に関して、耐震Bクラスとして設定した過程及び考え方を整理した上で、まとめ資料に示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

資料：

- 特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項についてへの適合性について(5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良について)
- 指摘事項リスト(まとめ資料への反映箇所)
- 「特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項」該当項目の整理表(案件：5・6号機建屋滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良)
- 実施計画本文案(2.33 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系)
- 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表(Ⅱ 2.33 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系)

以上